

令和4年度 第1回ふじのくに消費者教育推進県域協議会 発言要旨

(弁護士会 靄岡座長)

- ・本日は、3つの議題がある。それぞれ質疑の時間を設けているため、構成員の皆様には様々な御意見を頂戴したい。
- ・1つ目の議題「ふじのくに消費者教育推進県域協議会設置要綱の改正」について、事務局から説明をお願いする。

(県民生活課 楠主査)

- ・協議会設置要綱の改正について、説明する。資料1を御覧いただきたい。
- ・県民生活センターごとに設置していたふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議を、令和4年4月、地域消費者行政推進連携協議会として改編したことに伴い、構成員を各県民生活センター、賀茂広域消費生活センターに変更する。
- ・また、学校における消費者教育を推進するためには、教員の方向けの研修の実施が不可欠であることから、研修の担当所属である教育政策課を新たに構成員として加える。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・何か御質問等はあるか。
- ・組織変更に伴う構成員の変更、教育政策課に御参加いただく内容だが、特に御異議がなければ承認されたということで話を進めていきたい。
- ・ここからは、新たに構成員となった教育政策課、各県民生活センター、賀茂広域消費生活センターの方々にも皆様に協議に参加いただきたい。
- ・ここで、外部から構成員として新たに参加いただく日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会 永田会長様、静岡県教育研究会 技術・家庭科教育研究部代表 戸嶋様から、一言御挨拶を頂きたい。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 永田会長)

- ・初めての参加で若輩者だが、皆様のお力になれるよう邁進するのでよろしくお願ひしたい。

(静岡県教育研究会技術・家庭科部 戸嶋校長)

- ・充て職での参加で、来年度はまた別の者が参加するが、学校現場の消費者教育について、吸収したことについては、積極的に発言をさせていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・是非積極的な御意見を頂戴できればと考える。
- ・続いて議題の2つ目、「静岡県消費者基本計画の進捗状況の確認」について、事務局から説明をお願いしたい。

(県民生活課 楠主査)

- ・はじめに、参考資料2を御覧いただきたい。令和4年3月に、令和7年度までの4年間を期間とする消費者基本計画を策定した。この計画は消費者教育推進計画を兼ねており、今年度から新たな計画に基づいた消費者教育を推進している。いちばん右側の列、大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」が消費者教育の部分となる。
- ・続いて、資料2-1を御覧いただきたい。こちらが、新たな計画の指標の一覧である。本日は、

計画全体の成果指標である一番上の「消費生活相談における被害額」と、消費者教育に係る大柱1の指標、大柱4の1つ目の指標について御説明する。

- ・記載されている実績値は、令和4年4月から計画期間が開始したところであり、昨年度の状況と、今年度7月までの状況を記載している。
- ・はじめに、「消費者生活相談における被害額」は、令和2年度から3年度にかけて、5万4千円増加し、令和4年度も引き続き増加している。原因としては、副業や投資などの儲け話に関する被害額の増加が影響していると考えられるため、出前講座等で注意喚起をしていく。例えば、SNSで知り合った人に投資を勧められて振り込んだが、儲からないのでやめようとしても、お金が引き出せない、といった事例がみられる。
- ・年齢別に見ると、やはり高齢者の被害が高額となっているため、市町において消費者安全確保地域協議会の設置を促進するなどの、高齢者の見守り、声かけ体制の整備を進めていく。
- ・次に、大柱1の1つ目、「消費者教育出前講座の実施回数」は、令和3年度168回、令和4年度7月までの4か月で98回と、令和7年度の目標値240回に向けて、順調に増加している。令和2年度に開講した高校生消費者教育出前講座に加え、今年度は大学生、専門学校生、新社会人向けの出前講座についても実施を働きかけているほか、高齢者向けの出前講座を実施する。加えて、新型コロナ対策として、オンライン・オンデマンド講座も活用する。
- ・二つ目の「消費者教育講師フォローアップ研修」は、学校や地域の出前講座の講師に対する研修だが、令和3年度はオンデマンド研修を活用し、199人が受講した。今年度はオンデマンド研修に加え、講師が意見交換できるような集合型の研修を実施したい。
- ・最後に、大柱4の1つ目の指標、「高齢者及び見守り者向けの出前講座実施回数」だが、新型コロナへの感染に対する懸念から、令和2年度の18回から、令和3年度は11回に減少している。令和4年度に設置した「地域消費者行政推進連携協議会」を6月に開催し、市町に対して県の出前講座の利用を呼びかけた。また、高齢者が消費者トラブルに遭うことなく安全・安心にデジタル技術を活用するための講座を新たに実施する。
- ・資料2-2は庁内の関係部局で組織する消費者行政推進本部幹事会の意見である。これを踏まえ、高齢者向けの出前講座は、デジタル戦略課などの関係部局と連携して進めていく。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・事務局の説明にあったとおり、計画が始まってまだ4か月である。今後の方向性についての御意見、あるいは説明に対する御質問があったらお願いしたい。
- ・私としては、研修のオンデマンド化については、主催者も受講者も楽だが、受講者が知識を習得できたかどうか分かりにくい。きちんとフォローできるような機会を設けるのが大切だと考えている。
- ・特に御意見がないようなので、また、適宜いただければと思う。
- ・続いて、「令和4年度消費者教育の取り組みについて」事務局から説明をお願いする。
- ・まず、成年年齢引下げに関する取組について資料3の1から6まで説明いただいた上で、意見交換を行いたい。

(県民生活課 楠主査)

- ・資料3-1を御覧いただきたい。消費者基本計画の大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の中に、「持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成」、「ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進」、「消費者教育の担い手となる人材の養成」の3つの柱があり、各柱に対応する取組の全体像を記載している。
- ・今年度の新たな取組としては、「シニア向け消費者教育推進事業」、「若者主体の消費者教育・啓発事業」となり、「消費者教育講師人材養成研修」も、令和3年度は実施をしていない。

- ・資料3-2を御覧いただきたい。成年年齢引下げに関連する若者向けの取組をまとめたものである。3の「18～21歳の若年層の相談件数の推移」を御覧いただきたい。4月の成年年齢引下げを受け、18歳、19歳の相談件数の増加が懸念されていたが、昨日現在の最新の数値でいうと、18～19歳が72件、20～21歳が136件で、7月までの相談件数には大きな変動はなかった。しかし、この72件の相談には、未成年者取消権が使えなくなってしまったという意味で、やはり影響はあるといえる。今後も予断を許さない状況であり、引き続き、若年層向けの取組を重点的に行っていく。
- ・取組の概要は、4を御覧いただきたい。高校生に向けた取組として、令和2年度から、消費生活相談員や、県が養成した消費者教育講師を派遣して、出前講座を実施している。加えて、高校生だけではなく、保護者にも共に意識を高めていただくため、令和3年度からは、保護者向けにも実施を拡大している。また、学校での消費者教育を効果的に進めるため、教員向けの研修を実施している。
- ・大学生に向けた取組として、県内大学が加盟する、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの協力により、県内大学の学生一人ひとりに、成年年齢引下げの周知と注意喚起メールを送付した。また、学長などの代表者が集まる連絡会議の場で、若者のトラブルへの注意喚起と出前講座の実施を呼びかけることができ、実際に出前講座の実施に結びついた。
- ・後ほど中部県民生活センターから報告があるが、常葉大学では、出前講座と出張相談会を実施した。専門学校に対しても、メール等での学生への周知を依頼した。
- ・若者に消費者トラブルを「自分ごと」ととらえていただけるよう、大学生、専門学校生の参加により、啓発動画を制作し、学生自らが情報発信していく事業を実施する。
- ・新社会人については、商工会議所の専務理事・事務局長会議で若者のトラブルへの注意喚起と、出前講座の周知を図り、新社会人向けの研修などでの活用を呼びかけた。
- ・その他、夏休みに若者の被害の増加が懸念されるということで、7月、8月に商業施設でのキャンペーンを行ったほか、年間を通じて、若者向けウェブサイトやSNS、情報誌での注意喚起を実施している。
- ・続いて、資料3-3を御覧いただきたい。令和3年度と今年度7月までの消費者教育出前講座の実績である。令和3年度は168回実施し、うち126回が高校生出前講座、今年度も98回中、64回が高校生出前講座である。高齢者・見守り者向けは、新型コロナの影響で、令和3年度は11回だったが、今年度は7月までで、既に10回実施されており、需要が増えてきていると感じる。後ほど説明があるが、今年度は、高齢者がデジタル関連の消費者トラブルに遭わないための出前講座も実施するため、実施回数は増加すると考えている。
- ・裏面は、高校生出前講座の実績と今年度の計画であるが、令和2年度の開講時は55校、令和3年度は私立学校にも実施を拡大したことで、83校、令和4年度は成年年齢引下げの当年度ということで、106校で実施と、実施校数は毎年増加している。
- ・保護者向けの出前講座については、令和3年度まで、新型コロナの影響で十分な広報ができなかったが、今年度は、高校のPTA代表が集まる地区指導者研修会において、11地区のうち、賀茂地区、沼津・駿東地区の2地区で出前講座を実施し、111名が参加した。また、3地区で36校の指導者に対し、若者のトラブルへの注意喚起と出前講座の実施を呼びかけ、今後、静岡地区でも実施予定である。それ以外の地区でも資料配布などを行っていく。
- ・高校のPTAの単位では、今年度は10校で実施している。
- ・資料3-4を御覧いただきたい。学校での消費者教育を推進するため、教員向けの研修を行っている。常葉大学では、昨年度まで行っていた教員免許状更新講習に替えて、同大学の星野先生の協力により、教職大学院での講義を実施した。
- ・県民生活課が関わっている県総合教育センターの研修として、情報モラル研修を行った。今年度はこれ以外に、家庭科教員向けの専門研修のテーマとして、消費者教育が採用されている。

- ・県民生活課主催の消費者教育実践講座は、毎年、金融広報委員会さんにも御協力いただいて開催している。例年、集合型で実施をしていたが、今年度はオンラインで開催したことで参加者が増加し、51名が参加した。さらに、教育政策課と連携し、政令市を除く県内の全教員向けの研修管理システムでも録画配信を予定している。録画配信とすることで、忙しい教員の方も、いつでも研修を受けることができ、高校の家庭科教員の3分の1を占める非常勤講師も、受講することが可能となる。
- ・資料3-5を御覧いただきたい。県では、平成29年度に養成した消費者教育講師を人材バンクに登録し、学校や地域の消費者教育出前講座に派遣している。成年年齢引下げを受けて、出前講座の申込みも増えていること、令和7年度までに240回実施の目標を掲げていることから、今年度は新たに消費者教育講師を養成する。
- ・受講対象となるのは、2(3)に記載の通り、消費関連の資格を持っている方や、教員OB、学校の非常勤講師の方などを考えている。既に、皆様にはお願いをしているところだが、適任の方がいた場合は、推薦、またはチラシをお渡しいただくなど、ご本人へのお知らせをしていただけるとありがたい。推薦の期限は、8月末だが、これ以降であっても、ご相談に応じる。この研修では、鶴岡先生、小楠先生も講師として御協力いただくので、よろしくお願ひしたい。

(県民生活課 稲森主事)

- ・資料3-6を御覧いただきたい。
- ・今年4月からの成年年齢引下げに伴い、消費者トラブルの低年齢化が懸念されることから、若者の消費者被害の未然防止のために県内大学生、専門学校生と協働して啓発動画の制作や発信などを行う若者主体の消費者教育・啓発事業を展開する。
- ・事業の目的としては、大学生・専門学校生が自ら、若者の消費者トラブル防止のための広報啓発に取り組むことで、参加者自身が消費者トラブルを自分ごととして捉えられる自立した消費者になるために、必要な知識や価値観を養うきっかけとしていただくとともに、同世代への情報発信を通じて、若者の消費者被害防止に繋げることである。
- ・具体的な取組内容としては、(2)の表を御覧いただきたい。
- ・はじめに、参加学生を募集するため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムなどの関係団体を通じ、県内の大学、専門学校にチラシの配架、Web学生サービス支援システムなどによる学生への周知を依頼する。8月18日から9月9日までを募集期間とし、15名程度の参加学生を公募する。
- ・参加学生が決定したら、9月22日に県庁で任命式を行い、くらし・環境部長より任命書を交付するとともに本事業への意気込みなどを表明する場を設定する。
- ・その後、動画で取り上げるトラブル事例の選定、動画の構成検討などを行うワークショップを10月末までに3回程度開催し、参加学生から意見をいただきながら、より若者に訴求力のあるような効果的な啓発動画の制作を行っていく。
- ・啓発動画は、注意喚起編として1分程度のものを5種類、総集編として10分程度のものを1種類、それから大学生の参加学生が実際に啓発動画の制作している場面を収録したメイキング編として30秒を2種類の合計8種類を予定している。
- ・12月中旬頃に完成した動画を参加学生が鑑賞するお披露目会を開催し、1月以降に制作した動画を活用した啓発、情報発信を行う。
- ・学生には、自身のSNSなどで動画配信に御協力いただくほか、毎年12月に行っている消費者被害防止月間の街頭キャンペーンへの参加、注意喚起文案の作成、啓発リーフレット「くらしのめ」の制作にも携わっていただく。
- ・完成動画はWeb広告などで配信を行い、若者向け啓発サイトのトップページや消費者教育出前講座でも紹介していく。

- ・成年年齢引下げの最初の年であるため、様々な啓発ツールを活用し、県民生活センターや市町と連携しながら、本事業を進めていきたい。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・今年、成年年齢が18歳に引き下げられた最初の年ということで、様々な取組について説明があったが、何か御質問等はあるか。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 永田会長)

- ・資料3-2の中で「出前講座」という言葉が目立っていたが、インプットのみで、アウトプットには特に重きを置いていないということによいか。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・具体例がわかればと思うが、いかがか。

(県民生活課 望月課長)

- ・出前講座に関しては、座学が基本になるが、県民生活課ですべて形を決めているわけではなく、講師や受講者、また申込者の依頼に応じて講座の内容は変えているので、ちょっとしたアウトプットのものはありうる。
- ・賀茂広域消費生活センターの松永所長が実際に出前講座の講師を務めているため、参考までにお話を聞ければと思う。

(賀茂広域消費生活センター 松永所長)

- ・出前講座については、課長の説明のとおり、対象によって内容も方法も変えている。お年寄りに対しては飽きがないようにクイズなどをやりながら比較的やさしい内容で、小学生に対しては、実際に、消費生活センターに電話をかけてみよう、ということもやろうと思っている、時間が長いときには、グループワークもやっている。対象や時間に応じて工夫している。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 永田会長)

- ・学生は、座学でのインプットだけでなく、アウトプットを積み重ねることで、ようやく消費者トラブル回避が習慣化するのではないかと思う。知見というのは、学んだことを積極的にアウトプットしたからこそできてくると思うので、少しアウトプットに比重を置いてもよいのではないか。
- ・出前講座をやった日に、アウトプットで理解度を測るというものもあるが、少し時間が経った後でどれだけ覚えてるのかを測るのも良いと思う。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・貴重な御意見、御質問ありがとうございました。他に何かあるか。
- ・消費者団体連盟の小林会長にお願いします。

(消費者団体連盟 小林会長)

- ・新社会人向けの出前講座について、商工会議所等の新社会人向け研修に出向いていくということだが、会社によってはかなりの人数の新入社員がいると思うが、その会社ごとに要請があって出向くことはまだないのか。

(県民生活課 楠主査)

- ・西部県民生活センターに多いが、会社から個別に依頼があって、出向いているケースもある。まだまだ数は少ないが、一方で、なかなか全部の会社に行くというのも難しい。突破口として、まずは商工会議所などの様々な方が参加している研修から始めてみるということである。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・Web参加の方、何か御意見か御質問等はあるか。労福協の鈴木様にお願いする。

(労働者福祉協議会 鈴木専務理事)

- ・高校生出前講座の展開と、それに伴って保護者への出前講座を進めていただいて大変ありがたい。学校PTAの出前講座の件数はまだ少ないが、実施してみてPTAの方々の反応はどうか。

(賀茂広域消費生活センター 松永所長)

- ・先日、松崎高校の地区PTA指導者研修会で出前講座を実施した。親世代はちょうど消費者教育が行き届いてない年代なので、成年年齢の引下げに関連して子供の消費者トラブルを注意喚起しながら、保護者本人への消費者教育もできてよかった。
- ・「この中でクーリングオフできないものはどれでしょう」、「この通販サイトの絵の中でどこが怪しいでしょう」とグループワークで考えてもらった。保護者も分からず、事例を話すと、大変関心を持っていただいたので、親世代への消費者教育としてはとても良かった。

(労働者福祉協議会 鈴木専務理事)

- ・親が興味を持つことが、子供の認識の向上のために非常に重要だと思うので、是非積極的に学校PTAへの出前講座を展開していただきたい。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・海外に視察に行った時に、子供に学校で教えたことを、子供が親に話をすればそれも立派な教育である、という話が出た。子供が学校で習ってきたことは、親にとっても大切なことであり、学校の中だけで完結しないことも非常に大切だと思う。親子のコミュニケーションが取れないとできないことだが、消費者教育に限らずすべての教育に共通することだと思うので、親子の間で学んだことを共有する取組もできるとよい。
- ・初参加で恐縮だが、戸嶋先生、いかがか。

(静岡県教育研究会技術・家庭科部 戸嶋校長)

- ・御報告によれば小学校での出前講座は、件数的にはそれほど多くない。若者という言葉が出てきたが、高校生以上が多いと思う。
- ・なかなかPTAの研修会を自由にできないが、機会を捉えて、小学生や中学生の保護者向けの出前講座の数が増えるとうよいと思う。高校生は、保護者も大切だが、やはり本人ではないか。
- ・今回、せっかくこの場に出席したので、是非、まず自分の身近な湖西地区から、他校の校長にも話をしていきたいと思う。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・最後の点については是非御協力をお願いしたい。
- ・現在、小学校の保護者向けには売り込みなどはしていないと思う。
- ・この会議は平成27年度から実施しており、少し言い訳になるが、ここ4年間で急に民法の成年年齢引下げの話があり、高校生あたりを集中的に教育しなければならないと、国からも通知が

出ていたため、重点的に取り組んでいる。今後も成年年齢引き下げに伴う諸問題は喫緊の課題ではあるが、もともとの消費者教育推進法の理念では、小中学生を含むすべての年齢が対象であるし、場所についても学校だけでなく地域なども対象としているため、議論の対象を広げる必要がある。貴重な御意見として承る。

- ・小楠先生、いかがか。

(司法書士会 小楠副会長)

- ・若者の消費者被害の関係で、高校の保健室と何か関わりが持てるようになればいいと思っている。教育委員会と相談しながら進めていただきたい。保健室の先生に悩みを相談する生徒は多いので、保健室で相談を受けたら、つないでいただけるとよい。
- ・若者参加型の動画制作については、是非完成した動画を拝見したい。大人が関わると、どうしても内容に口をはさみがちだと思うが、多少ぶっ飛んでいても見てもらう方が大切だと思うので、是非、若者の自由な発想を尊重していただきたい。期待している。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・動画を公表するツールについて、例えばYouTubeで、など決まっているのか。

(県民生活課 稲森主事)

- ・まだ検討中である。若者主体の事業なので、ワークショップの中で、若者の意見をきき、例えばYouTubeよりもインスタグラムの方がよいなど、意見を反映させるような形で配信ができるとよい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・見てもらわなければ意味がない。我々大人はどうしても誰も見てくれない動画を作ることが多いので、見てもらえるようにしてほしい。

(司法書士会 小楠副会長)

- ・茶化して言うことではないが、ウクライナのゼレンスキー大統領がSNSを非常にうまく使っていると思う。多少、今までの県や行政の発想を飛び越えていても、あのような形で拡散できるような動画になるよう、是非頑張ってください。

(消費者団体連盟 小林会長)

- ・先ほど靄岡先生から、高校生以前、小中学生などへの消費者教育という意見があったが、消団連では幼児から消費者教育を行っている。
- ・被害防止に関しても、小中学生には、実際にあった事例をシナリオにして、子供たちに演じてもらっている。
- ・保護者向けには、実際の事例を子供たちに8~10例くらい持ち帰ってもらう形で啓発したが、非常に効果があった。子供たちから「あのね、いいこと教えてあげるよ。事例はもっとたくさんくれた方がいいよ。」という話があったり、小さい頃からこういう手口で来るのか、こんなふうに断ればいいのかとか、考えてくれるきっかけになったと思う。
- ・地域のお祭りで演じてみようかな、という意見もあったように、小中学生は結構楽しんでいる。貴重な試みだと思うので、お伝えした。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・弁護士会でも、小中学生、高校生に模擬裁判に参加してもらう形で法教育をしている。先日の

報道で御覧になった方もいると思うが、白雪姫をテーマにすると、意外と小学生や中学生が非常に活発な意見を言う。先ほど体験型の話が出たと思うが、こういうことももう少しできれば、より広がっていくと思った。

- ・続いて、生協連の中村常務にお願いします。

(生活協同組合連合会 中村常務理事)

- ・成年年齢が引き下げられたがために、生じた被害の事例があったら教えていただきたい。
- ・また、高校生などの若者が、知らず知らずのうちに相手に被害を与えてしまった事例も耳にしている。是非、啓発の中に、自分が加害者にならないことを入れていただけるとよい。

(県民生活課 楠主査)

- ・先日、教員向け消費者教育実践講座の中で中部の相談員が紹介していたが、18、19歳の方がローンを組んで高額なエステを契約してきて、驚いた保護者が相談をしてきた事例があったそうである。これまでは、未成年者取消しができたが、今回の改正によってクーリング・オフができるかどうか検討しなければならない。18、19歳だから被害に遭ったというわけではないが、消費者としては確実に今までより不利な状況に置かれているということだ。

(西部県民生活センター 藤井班長)

- ・18、19歳の相談件数が増えているという状況ではないが、その中で、エステ関係や投資の関係の相談があった。19歳の方が、SNSを通じて投資に誘われて、何十万か払ってしまったという相談が最近1件あった。エステの関係は100万を超えた被害も出ている。18、19歳だから狙ってきたかどうかまではわからない状況である。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・静岡の事案ではないが、「18歳19歳限定キャンペーン」をやっているという報告を受けた。安くなっているのに、行ってしまう方が多いという話は聞いている。
- ・中村様からあった、知らないうちに加害者になるというのは、マルチ商法のことだと思うが、若年層でマルチ商法、マルチまがい商法、後出しマルチなどの事例が多い。若者は何人かグループで相談に来るが、誘っている人と、誘われた人との間で、加害者と被害者に運命が分かれる。誘った人も被害に遭っているのだが、加害者になってしまっている。マルチ商法については、成年年齢引下げ時の参議院の附帯決議で言われていたにも関わらず、立法化はしなかったという経緯もあるので、法律の専門家として声を上げていかなければならない。
- ・消費者教育推進法には、加害者にならない、賢い消費者を育成するという目標があったが、10年経っても全然状況は変わっていないので、啓発をしていかなければならない。施策に反映していただければと考えている。

(県民生活課 望月課長)

- ・かつて、静岡大学でまさに投資関係のマルチ商法が広がった事例があった。先輩後輩のつながりで、被害者だった学生が加害者になってしまい、芋づる式に被害が広がったと聞いている。
- ・若者主体の事業では最初に事例を勉強しながら、実際に学生生活の中でそういった場面がないか、意見交換しながら題材を選び、制作していくので、知らない間に加害者になるかもしれないという視点も十分考えて入れながらワークショップを行っていきたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・先日常葉大学で出前講座を行った時、若者の間で流行っているマルチ商法の話をした。その後、

相談会を行ったが、その講義に出ていた方ではなかったが、現役の大学生がマルチ商法の件で相談に来た。かなりいろいろなところに広がってしまっていて、若者だけでなく大人も被害に遭っているの、消費者教育が必要だし、折に触れて被害事例も積極的に啓発していかなければならない。

- ・金融広報委員会の廣山事務局長にお願いする。

(金融広報委員会 廣山事務局長)

- ・県民生活課主催の教員向けの講座で金融広報アドバイザーを派遣しているが、オンライン講座で聴講者のフィードバックがなく、リアルの開催に比べると反応が薄いため、良かった点、反省すべき点の評価が難しいという感想があった。
- ・オンデマンドは参加対象を広げることができ、インフラとしての機能度も向上しているが、受講者がどの程度習得できているかを評価する手段が乏しい。アンケートを取りながらやっているが、その次にどう活かしていくかについては課題が残るので、良いアイデアがあれば、情報交換ができればありがたい。
- ・新社会人を対象とした取組についてだが、私どもは、消費者教育というよりは金融教育、金融リテラシーの向上に軸足を置いており、人生100年時代に向けて、将来の資産形成、生活設計などの知識・知恵を身に付け、取るべき行動を考えていきたいと思います、ということをやっている。
- ・全国的な金融リテラシー調査を実施しており、今年の7月に最終結果が出た。従来からの傾向だが、若年層の金融知識の低さと、投資の失敗や金融犯罪等による被害について、相関関係が明確に出ていた。引き続き若年層への教育は非常に重要であるという認識をしているが、なかなかその機会が設けられない。学生は、学校の授業もあるし、学習指導要領も強化されているが、新社会人への啓蒙活動がなかなか難しい。
- ・先ほど個別の会社への出前講座の話があったが、金融広報委員会（日本銀行）は中立公正な立場で活動する必要があるため、個別の会社の研修に講師を派遣することは、営業支援に当たるとのではないかと、不公正が生じないかという観点で難しい。合同研修会等の、偏りが無いということが担保された形でないといけない。
- ・商工会議所の合同研修会等に参加できると大変ありがたいと思うが、良い解決策がないか、常に悩んでいる。
- ・保護者向けの講座については、金融広報委員会の九州地区の事例がある。
- ・子供が生まれたばかりの母親は、将来の生活設計に対する関心、金融教育や消費者教育への関心が非常に高いが、セミナーのお知らせをしても、会場に子供を連れて行くと迷惑をかけてしまうので、遠慮してなかなか参画できなかった。
- ・そこで、九州地区では、子育て中の母親だけを対象にしたセミナーを開催した。チャレンジな企画だったが、非常に評判もよく、保護者も安心して話を聴けたということだった。なかなか頻度を高めるのは難しいが、関心はあるが遠慮している方に対して、主催者側で工夫でできることはあると思うので、皆さんのお知恵を拝借できたらありがたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・オンライン、オンデマンド研修の評価手段がない、という点について、青年会議所の研修では、どのような形で検証しているか教えてほしい。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 永田会長)

- ・青年会議所では、全ての事業について検証をすることになっている。研修については、やはりアンケートが主体にはなる。
- ・ZOOMで、GoogleフォームのURLをチャットで飛ばしたり、QRコードを画面に映

し、携帯で読み取って、アンケートに答えていただくこともある。

- ・事業の有効性については、参加人数や募集方法という、ロジックで検証をすることもある。

(司法書士会 小楠副会長)

- ・私の事務所の場合には、まだ18、19歳の事件はなく、20歳21歳が中心だが、彼らは基本的に貯蓄はないし、定期的な収入もバイト代程度なので、例えば50万とか100万を、業者から教わって、消費者金融や銀行のカードローンで借りる。先ほど望月課長が話していた静岡大学のバイナリーオプションが流行ったときは、誘う側が近くの消費者金融の自動契約機まで連れて行って借りさせたが、今はウェブでIDとパスワードをとって借りられるし、しかもIDとパスワードを、相手の業者にも教えている。消費者金融の中でワンタイムパスワード使っている場合もあるが、それすらLINE等で教えさせ、本人に代わって直接お金を借りるというようなことを平気でやっている業者もいる。
- ・廣山事務局長にお願いしたいのだが、若者の間で、いわゆる目的自由のカードローン系の利用やクレジットカードの利用、スマホのd払いなどのキャリア決済の利用の実態を、次回の会議の時に教えていただけたらとてもありがたい。

(金融広報委員会 廣山事務局長)

- ・今おっしゃったデータは持っておらず、東海財務事務所の方がいいのかもしれないが、中央委員会や関連部署に確認し、いわゆる若い世代に、今何が起きているのか、あるいはどこにリスクが潜在しているのか、という観点で、次回までに探してみたい。全てにお答えができないと思うし、趣旨を変えた形になるかもしれないが、御了承いただきたい。

(弁護士会 靄岡座長)

- ・それでは、引き続き、消費者教育の来年度消費者教育の取組について事務局の方から説明をお願いしたい。

(県民生活課 稲森主事)

- ・エシカル消費推進事業について説明する。資料は3-7を御覧いただきたい。
- ・県では持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段であるエシカル消費を推進するため、つくる立場の事業者とつかう立場の消費者の双方に向けた普及啓発を実施する。
- ・昨年度は夕方情報番組でエシカル消費に関する番組コーナーを放送したり、Web広告を活用したりしながら、県民の接点が多く、話題性のある新静岡セノバにエシカルアンテナショップを設置したことで、これまでエシカル消費を知らなかった層へ広く周知を図ることができた。
- ・今年6月に県内の600人を対象にインターネットモニター調査を実施したところ、事業の成果もあり、倫理的消費、エシカル消費に関する言葉の認知度はエシカルが12.2%、倫理的消費(エシカル消費)が8.3%となり、昨年度と比べて、エシカルは3.4%、倫理的消費が2%上昇した。
- ・今年度も、昨年度同様、企画提案型で受託者を選定するように現在進めているが、昨年度の取組を受け、県ポータルサイト「プラスエシカル」や県民生活課SNSなどの啓発ツールを活用しながら、県民が参加しやすい普及啓発事業を展開することで認知度向上に努めたい。
- ・事業者に対しても、エシカルな商品やサービスを取り扱うことで、ビジネスチャンスに繋がることへの理解を促すことができるよう努めていきたい。
- ・昨年度、未来の消費行動を担う県内の小中学生を対象に、SDGsとエシカル消費に関する出前講座を開講したが、今年度は全市町に実施希望を募り、希望のあった熱海市と小山町で実施

を予定している。

(県民生活課 溝口副班長)

- ・資料3-8、シニア向け消費者教育推進事業について説明する。
- ・近年、社会のデジタル化により、ネット通販やキャッシュレス決済等、スマートフォンを中心としたデジタル機器を活用した消費活動が盛んになってきている。
- ・若者や現役世代だけでなく、全ての方がデジタル化のメリットを享受し、より豊かな社会を実現するため、デジタル機器の利用を身近なものに感じていただく必要がある。
- ・ここ2、3年は、総務省の推進で各自治体でのスマホ教室が実施され、多くのシニアの方がスマホを使う光景が見受けられるようになった。
- ・ただ、個人情報の漏えいや架空請求等による被害などのトラブルを懸念する声が多いためである。
- ・県民生活課では、単にスマホ等のデジタル機器の使い方だけでなく、安全・安心にデジタル機器を利用して、消費生活を送るための講座を実施し、同時に県民のデジタルデバイドの解消、デジタルリテラシーの向上を図っていく予定である。
- ・先日、企画提案方式で受託者を決定し、9月15日から応募開始、10月1日からの講座スタートを念頭に、教材作成や広報ツールを準備している。
- ・2の講座概要を御覧いただきたい。講座名は、「消費者トラブルに遭わないための、ネットサービス活用講座」、実施回数は、今年度中に県内で合計30回以上、開催時間は1回につき1時間半から2時間を想定している。
- ・講座内容としては、キャッシュレス決済、ネット通販、安全なアプリの使い方、のいずれかを中心に学習していただき、一方的な講義にならないように、グループワークを取り入れて理解を深めていただく予定である。
- ・主な対象者は、シニア、60歳ぐらいから75歳ぐらいの方で、ある程度メールやLINE等を使える方を対象とする予定である。各自治体で、初心者向けのスマホ講座等を経験されたレベルの方を考えている。ただし、厳密な年齢制限は設けない予定である。
- ・参加者の募集は、シニアのサークル団体等に対して周知して行う。
- ・市町の職員、消費生活相談員による講座傍聴も可能とし、各市町における消費者被害防止の取組に活用していただこうと考えている。
- ・今年度は、県が直接、講座を実施するが、来年度以降は、さらに多くの方がこの学びができるように、今後、予算要求を行ってまいりたい。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・続いて、各県民生活センター、賀茂広域消費生活センターから消費者教育に関する取組についてご説明いただきたい。

(東部県民生活センター 海野班長)

- ・資料4-1を御覧いただきたい。はじめに、令和4年6月21日に開催した、東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会について報告する。新型コロナ対策として、会場とオンラインによるハイブリッドで開催した。
- ・協議会を設置して初めての会議であったが、これまでの連絡会議を改編し、協議の対象を教育に限定せず、消費者行政全般に広げ、県と市町の連携を強化して、効果的かつ円滑に推進してまいりたい。
- ・今回は、「消費者教育と啓発における連携」と、「消費者被害の防止と救済における連携」、をテーマとし、消費者教育推進体制、出前講座、消費者啓発、高齢者見守りネットワークの4点を

ピックアップし、主に市町の課題や対応について意見交換、情報共有を行った。

- ・気になった意見としては、「今後の出前講座」について、今は成年年齢引下げがあったばかりで非常に関心が高いと思うが、熱が冷めたら興味がなくなってしまうのではないかと。継続的に小中高の学校でやっていくことが非常に大切である、という意見があった。
- ・高齢者見守りネットワークについては、富士市と東伊豆町からネットワークの運営状況の報告があり、設置をしてよかったという説明があった。加えて、東伊豆町のケースでは、実際の消費者庁への設置報告書を見ながらの説明があり、設置条件のハードルが下がってきているということだった。今後設置を検討している市町もあり、市町にとって大変有用な情報だったと思う。
- ・なお、設置予定だった南伊豆町も、令和4年7月7日に設置し、消費者庁への報告が終了している。
- ・その他の活動として、今年5月の消費者月間には、ららぽーと沼津で街頭キャンペーンを実施した。今年度は、成年年齢引下げの始まりの特別の年であるため、今後様々な形で広報周知に取り組んでまいりたい。

(中部県民生活センター 中村班長)

- ・資料4-2を御覧いただきたい。中部では、6月28日に中部地域消費者行政推進連携協議会を開催した。
- ・消費者教育関係の議題として、出前講座などの消費者教育について、中部管内の市町からご報告いただいた。出前講座は、昨年度は県・市町合わせて90件あまり実施され、今年度もほぼ同様の回数が予定されている。市町が相談業務等で対応困難な場合は、当センターで調整する。
- ・次に、出前講座以外の取り組みとして、まず成年年齢引下げを踏まえ、1のとおり、5月に中部管内の7つの大学を訪問し、学生へのメール配信、チラシ掲示、啓発講座などについて協力を依頼した。
- ・啓発講座について、県と市町の基本的な役割分担につき、3のように確認した。
- ・さらに先ほど鶴岡先生からご紹介をいただいたが、2のとおり、夏休み前、7月22日にしずおか消費者ユニオンに委託し、常葉大学の星野先生の協力により、大学生向け消費者トラブル啓発講座と出張相談会を開催した。
- ・啓発講座では、鶴岡先生に、若者のトラブルの実態と未然防止の心得や、被害に遭った際の対処法についてお話しいただいた。出張相談会では、弁護士、司法書士、消費生活相談員が、対面相談などを実施した。対面相談は、FX投資トラブルへの相談が1件寄せられたため、管内の大学に啓発チラシを送付し、ポータルサイトなどにより、学生に注意喚起するよう依頼した。LINE相談については、学生からの相談はなかったが、いくつかの質問が寄せられた。
- ・夏休み前に、学生に消費者トラブルに対応するための啓発講座や出張相談を行い、被害に遭わないための知識と心構え、被害に遭った場合の相談や、救済措置について知ることはとても重要であるため、今回の結果等を踏まえ、実施時期や対象、方法等について検討していきたい。

(西部県民生活センター 藤井班長)

- ・令和4年度の西部地域消費者行政推進連携協議会を、6月13日に開催した。
- ・議題としては、他のセンターと同様だが、消費者教育の連携について取り上げた。消費生活講座は、市民に選ばれるための広報が必要、市町の相談員が講座講師を行うことは負担が伴うという意見、これに対しては、当センターから、県の講師を積極的に活用するよう案内した。出前講座については、コロナ禍により実施数が減ったが、コロナが改善する兆しを見せれば、以前実施していた団体等から再び依頼される手応えがあるという意見があった。その他、消費者庁の業務停止命令における管内相談状況が議題となった。

- ・ 2回目の協議会については、来年2月頃の開催を考えているが、消費者安全確保地域協議会を議題にできればと考える。
- ・ 続いて、新規の消費者啓発事業の紹介をする。当センターでは、従来から高校生消費者教育出前講座、一般県民向け出前講座の実施、街頭キャンペーン等の啓発活動に取り組んでいるところだが、今年度から、県の広聴広報課が管理するイオンモールのデジタルサイネージにおいて、消費者啓発に関するデータを継続的に配信している。7月は消費生活相談の案内について、8月はエシカル消費についての情報を配信した。現場でも確認したが、約10分か15分に1回、約1分間、データが配信されていた。今後はテーマを変えて、継続的に情報発信していきたい。

(賀茂広域消費生活センター 松永所長)

- ・ 当センターは、立場としては市町の消費生活センターであり、消費者教育も市町の立場で行っているものが多いが、本日は県の立場で御報告する。
- ・ 出前講座の実績は、年々少なくなっている。地域柄、高齢者を対象とした講座が多いが、令和2年度からは高校生に対して出前講座を実施しており、令和3年度の4回のうち3回は高校である。今年度は、PTA指導者研修会の場で講座ができてよかった。子供の成年年齢引下げの話に関連し、消費者教育が手薄な親世代への啓発ができた。
- ・ 管内に大学はないが、今年度は看護専門学校の生徒に対しても出前講座を実施できた。
- ・ 今年度から賀茂地域教育振興センターの協力を得て、小中学校に対しても働きかけを行い、今のところ2つの小学校からオファーが来ている。学校からも外部講師に来てもらうことで子供たちが関心を持ってもらえるからありがたい、という感想をいただいている。
- ・ 小中学校は市町の教育委員会の管轄で、県からは関わりづらいかもしれないが、各センターの連携協議会の場などで市町に働きかければ、市町の消費者行政担当課から、教育委員会に働きかけて、小中学校での出前講座ももっと増えるのではないかと思う。
- ・ 啓発は、小さな自治体のメリットを活かして、センターで作成した啓発チラシを全戸回覧していただいている。賀茂地域ではまだまだ紙媒体の啓発は効果的である。
- ・ 課題と今後の取組については、消費者教育は、消費生活相談に比べてすぐに成果が見えないためか、市町の関心が多少薄いなど感じてはいた。
- ・ そこで、出前講座の見学について働きかけてみたところ、市町の担当者から早速見学の希望があり、市町とのコミュニケーションがとても大切だと感じている。
- ・ 今後も、小さいことでも市町に情報を流して、自分ごととして消費者教育を考えてもらい、協力しながら進めていきたいと思う。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・ 賀茂広域消費生活センターから小中学校に協力を働きかけているということだが、小中学校での出前講座の実施状況について、県の義務教育課の池谷さんにお伺いできればと思う。データがないかもしれないが、いかがか。

(義務教育課 池谷主査)

- ・ 座長がおっしゃったように、私の方には一切データがなく、答えることができないが、この場でたくさん情報を得て帰りたいと思う。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・ 現在、この会議で議論している消費者教育は高校に特化しているのだが、高校以外でも進めなければならないので、ぜひ問題意識をお持ちいただきたい。
- ・ 他に御意見、御質問はあるか。なければ、今までの取組や各センターの取組を、センター同士

- で情報交換して、いいところは取り入れていっていただきたい。
- ・最後に、日本青年会議所の方から本日配布資料についてご紹介いただきたい。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 永田会長)

- ・添付したチラシを御確認いただきたい。
- ・来る9月4日(日)、磐田の地で行う、我々の一番の大会を御紹介したい。
- ・全てが本日の協議会の目的に合致しているものではないが、チラシの裏面に、大学生がESG経営の観点からビジネスモデルを考え、それを審査員が評価するというフォーラムがあるため、今回、案内させていただいている。
- ・ZOOMで参加している、大会の担当者である藤原副会長と大場委員長から、御案内できれば幸いである。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 藤原副会長)

- ・公益社団法人日本青年会議所 通称JCは、静岡県の中で20あるが、これが一同に会し、活動の集大成となるブロック大会を、9月4日に開催する。
- ・青年会議所のメンバーに加えて一般の参加者も募集をしている。5つの委員会があり、郷土愛に繋がるようなテーマを設けて、委員会ごとにフォーラムを行う。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 大場大会委員長)

- ・全てのフォーラムが、静岡の若者に向けて、市民のために地域のために行動する若者を増やすための内容となっている。皆様是非、御参加いただきたい。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 永田会長)

- ・会場のなぎの木会館は、駅からも、バイパスからも、高速からも少し遠いところだが、コロナ対策を実施した上での開催となるため、是非御参画いただきたい。

(弁護士会 霧岡座長)

- ・県内の大学生がいろんなアイデアを出して、それを実際に繋いでいくコンセプトということだ。それでは、事務局に進行をお返す。

(県民生活課 望月課長)

- ・会場にお越しの皆様も、Web参加の皆様も、お忙しいところ御参加いただき御礼申し上げます。2時間弱という短い時間であり、初めて出席したが、非常に活発に、忌憚のない励ましの言葉、様々な御意見いただくことができた。今後、いただいた御意見を検討し、来年度の予算要求にも活かしてまいりたい。
- ・今年度、もう1回協議会があるので、引き続き、皆様には御協力をお願いしたい。
- ・本日は本当にありがとうございました。